

毎朝見上げる空模様ももくもくとした積乱雲からうろこ雲やいわし雲といった秋らしい雲が現れ始めました。景色が移り変わりますように、弊社でも前号でお伝えさせていただきました通り、代表社員の交代がございました。これまでの実績に加え、新たな景色を皆さまにお届けできますよう社員一同努めて参りますのでどうぞよろしくお願いたします。
そこで今回は、秋から改正される事柄をいくつかピックアップしてみましたのでご紹介いたします。慣れるまで保存版にしていだければ幸いです。

今月のテーマ：2024年10月1日施行の改正

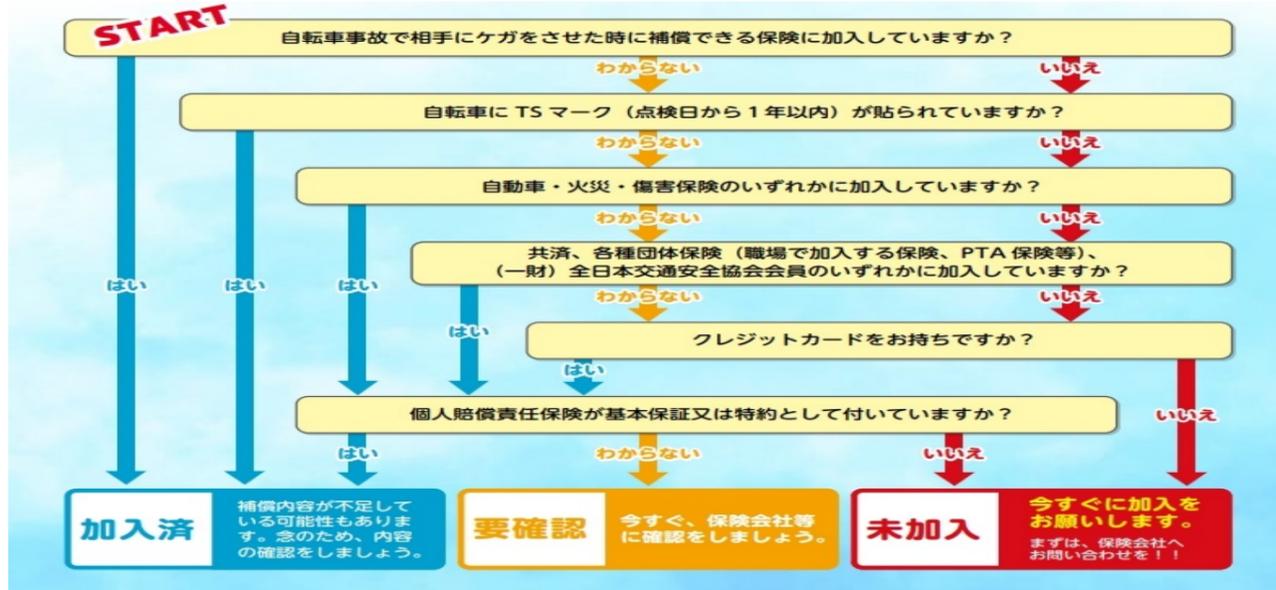
< 岡山県自転車保険加入義務化 >

岡山県では、令和6年3月22日に「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、自転車利用者等の責務や役割、交通安全教育等について規定するとともに、10月1日からは、自転車損害賠償責任保険（共済）等への加入が義務となります。義務の対象者は、

- ・自転車利用者...通勤・通学等で自転車を使用している。
- ・保護者...未成年者が自転車を使用している。
- ・事業者...従業員が業務で自転車を使用している。
- ・自転車貸付事業者...自転車を貸出している。

自転車保険（自転車損害賠償責任保険等）とは、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保証することができる保険又は共済を言います。

自転車保険への加入状況をチェック！！



< 景品表示法改正（不当景品類及び不当表示防止法） >

- 主な改正事項
- 事業者の自主的な取組の促進
 - 解約手続きの導入
 - 課徴金制度における返金措置の弾力化
 - 違反行為に対する抑止力の強化
 - 課徴金制度の見直し
 - 罰則規定の拡充
 - 円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備等
 - 国際化の進展への対応
 - 適格消費者団体による開示要請規定の導入

商品・サービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を制限することなどにより、消費者のみなさんがより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守るための法律です。

< 社会保険（健康保険・厚生年金）の加入対象 >

令和6年10月1日から「特定適用事業所」に該当する事業所の範囲が、被保険者数が常時101人以上の事業所から常時51人以上の事業所に拡大されます。

特定適用事業所に勤務する方で、1週間の所定労働時間または1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満である方のうち、以下の条件にすべて該当する方が短時間労働者として社会保険の加入対象となります。

1. 週の所定労働時間が20時間以上あること
2. 所定内賃金が月額88,000円以上あること
3. 2ヵ月を超える雇用の見込みがあること
4. 学生ではないこと

< 代表取締役等住所非表示措置 >

代表取締役等住所非表示措置は、一定の要件の下、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人の住所の一部を登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービスに表示しないこととする。

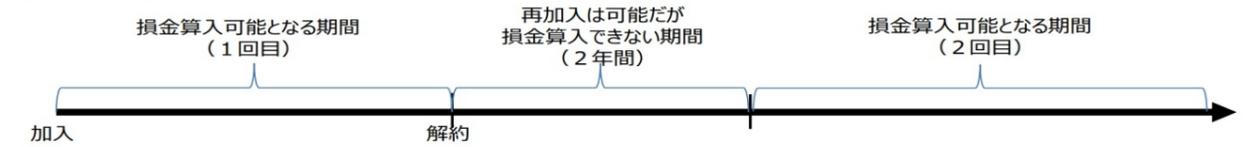
< 経営セーフティ共済の改正 >

中小企業倒産防止共済法の共済契約の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする（所得税についても同様とする）。

（注意）上記の改正は、令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用する。

※解約を検討されるお客様につきましては解約前に一度当事務所にご相談ください。

（参考：改正イメージ）



< 郵便料金値上げ >

主な郵便料金

種類	重量	9/30まで	10/1以降	種類	重量	9/30まで	10/1以降
定形郵便物	25g以内	84円	110円	速達	250g以内	260円	300円
	50g以内	94円	110円		1kg以内	350円	400円
通常はがき		63円	85円		4kg以内	600円	690円
定形外郵便物 規格内※	50g以内	120円	140円	特定記録郵便		160円	210円
	100g以内	140円	180円	一般書留および現金書留		480円	
	150g以内	210円	270円	簡易書留		350円	
	250g以内	250円	320円	レターバックプラス		520円	600円
	500g以内	390円	510円	レターバックライト		370円	430円
	1kg以内	580円	750円	スマートレター		180円	210円

※「規格内」は、長辺34cm以内、短辺25cm以内、厚さ3cm以内および重量1kg以内です。

< 最低賃金の改正 >

令和6年10月2日から岡山県の最低賃金（時間額）が932円から982円に変更になります。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision

今月の開催日は10月10日（木）です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
10月10日（木）	8・9・10・11月決算法人様	10月4日（金）
11月14日（木）	9・10・11・12月決算法人様	11月8日（金）
12月12日（木）	10・11・12・1月決算法人様	12月6日（金）

< 10月のカレンダー >

10	木	*9月分源泉所得税・住民税の納付期限
		*経営計画書作成セミナー：Vision
31	木	*8月決算法人の確定申告期限・納付期限
		*2月決算法人の中間申告期限・納付期限
		*消費税（4期）の納付期限（消費税の年税額400万円超の5・11月決算法人）
		*消費税（毎月納付8月分）の納付期限



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています